

「小規模多機能ホーム 陽」 重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 合同会社A&U
- (2) 法人所在地 福岡県遠賀郡岡垣町高陽台3丁目18-14
- (3) 電話番号 093-282-9343
- (4) 代表者 吉岡 裕子
- (5) 設立年月 平成19年6月15日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所

平成 19 年 11 月 1 日 事業所番号 4095100014

- #### (2) 事業所の目的
- 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

- #### (3) 事業所の名称
- 小規模多機能ホーム 陽

- #### (4) 事業所の所在地
- 福岡県遠賀郡岡垣町高陽台3丁目18-14

- #### (5) 電話・FAX
- 093-282-9343

- #### (6) 事業所長氏名
- 吉岡裕子

(7) 当事業所の運営方針

利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

- #### (8) 開設年月
- 平成19年11月1日

- #### (9) 登録定員
- 25人

(通いサービス定員 15人、宿泊サービス定員 5人)

(10) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。

居室・設備の種類	備考
宿泊室 1階〔3室〕	6畳洋室、10畳和室、7畳洋室

2階〔2室〕	6 畳洋室、6 畳洋室
居間	10 畳和室、10 畳洋室(吹抜)
食堂	リビングダイニング
台所	対面式カウンター
浴室	ユニットバス
消防設備	誘導灯、消火器、熱・煙・ガス感知器 スプリンクラー、自動火災報知設備 火災通報装置

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 岡垣町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	毎日 9時から18時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	毎日 18時から 9時

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 管理者氏名 青柳美由紀

(2) 職員の配置

従業者の職種	常勤	非常勤
1. 管理者	1 人	人
2. 介護支援専門員	1 人	人
3. 看護職員	1 人	人
4. 介護職員	8 人以上	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の 2 つの場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の 9 割または 8 割または 7 割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は介護保険負担割合に応じて費用全

体の1割または2割または3割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<介護サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします
- ・調理場で利用者が調理することができます
- ・食事サービスの利用は任意です

②入浴

- ・入浴または清拭を行います
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います
- ・入浴サービスの利用は任意です

③排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います

④機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

・訪問サービスの実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①医療行為

②ご契約者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受

③飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教・政治・営利活動

⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

＜サービス利用料金＞

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額
利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金票によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）。

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1	要支援 2			
	34,500 円	69,720 円			
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	104,580 円	153,700 円	223,590 円	246,770 円	272,090 円
2. うち、介護保険から給付される金額	要支援 1	要支援 2			
	31,050 円	62,748 円			
	27,600 円	55,776 円			
	24,150 円	48,804 円			
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	94,122 円	138,330 円	201,231 円	222,093 円	244,881 円
	83,664 円	122,960 円	178,872 円	197,416 円	217,672 円
	73,206 円	107,590 円	156,513 円	172,739 円	190,463 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	要支援 1	要支援 2			
	3,450 円	6,972 円			
	6,900 円	13,944 円			
	10,350 円	20,916 円			
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円
	20,916 円	30,740 円	44,718 円	49,354 円	54,418 円
	31,374 円	46,110 円	67,077 円	74,031 円	81,627 円

☆ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご契約者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援・要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ 加算

初期加算	1 日につき（30 日まで）	30 円
認知症加算（Ⅱ）		890 円
（Ⅳ）		460 円
看護職員配置加算（Ⅰ）		900 円
訪問体制強化加算		1,000 円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）		1,200 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		350 円
処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 14.6%

☆ 小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として上記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30 日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

☆ 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数です。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の金額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

ア 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食 250 円 昼食 550 円 夕食 500 円

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1 泊 2300 円

ウ 通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費

通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費です。

1 k m 40 円

エ おむつ代

紙おむつ・紙パンツ 200 円 尿とりパット 80 円

オ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費を頂きます。

カ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

キ その他

小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、ご契約者が負担することが適当と認められる費用については、実費をご負担いただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

（３）利用料金のお支払方法

前記（１）、（２）の料金・費用は１ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月 20 日までにお支払ください。

①事業所での現金支払い

②自動口座引き落とし（福岡銀行・西日本シティ銀行）

（４）利用の中止、変更、追加

- ☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ☆ ５．（１）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は１ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も１ヶ月の利用料金は変更されません。ただし、５．（２）の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用者の利用の中止の申し出をされた場合は全額負担していただきます。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

（５）小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

６．苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 吉岡 裕子

○受付時間 毎日 10時から17時

また、苦情受付ボックスを事業所玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岡垣町役場	福岡県遠賀郡岡垣町野間1-1 093-282-1211
遠賀町役場	福岡県遠賀郡遠賀町今古賀513 093-293-1234
芦屋町役場	福岡県遠賀郡芦屋町幸町2-20 093-223-0881
水巻町役場	福岡県遠賀郡水巻町頃末北1-1-1 093-201-4321
福岡県介護保険広域連合遠賀支部	福岡県遠賀郡遠賀町今古賀513 093-291-5266
福岡県国民健康保険団体連合会	福岡市博多区吉塚本町13-47 092-642-7859
福岡県運営適正化委員会 (福岡県社会福祉協議会)	福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ内 092-915-3511

7. 非常災害時の対策

(1) 当事業所のサービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じるものとします。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮を執ります。

(2) 非常災害に備えるため、年2回以上の避難救出その他必要な訓練を行います。

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について、定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村職員、地域包括支援センター職員など

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録

9. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

遠賀中間医師会おかがき病院	遠賀町手野 1 4 5 0 9 3 - 2 8 2 - 0 1 8 1
加藤医院	岡垣町海老津駅前 1 1 - 1 4 0 9 3 - 2 8 2 - 0 0 0 3
なかやま歯科	岡垣町東山田 1 - 2 3 - 7 0 9 3 - 2 8 1 - 1 1 8 1

10. サービス利用にあつたての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

令和7年5月1日